

# 役員等費用弁償規程

社会福祉法人 犀川福社会

## 社会福祉法人 犀川福祉会 役員等の費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人犀川福祉会の役員等の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

### (費用弁償の種類及び金額)

第3条 役員等が職務のため出張した場合には、費用弁償としてこの法人の職員旅費規程の施設長区分と同等（旅費、日当、宿泊料）を支給する。ただし、役員等の報酬は支給しない。

2 なお、役員が法人の職員の場合は、法人の旅費規程に従う。

3 ただし、理事長及び理事については、業務報酬が支給される場合は、日当を支給しない。

### (支給方法)

第4条 前条第3項の旅費交通費の経費は、役員等が前条第3項の会議に出席する都度、現金により支給される。

### (改正)

第5条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

### (附則)

この規定は、平成29年4月1日施行する。

この規定は、平成31年2月1日施行する。